厚生労働大臣が定める掲示事項

指定許可事項

当院は次の指定を受け診療を行っております。

〇保険医療機関

〇生活保護指定医療機関

〇難病指定医療機関

届出事項

当院は関東信越厚生支局長に次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

〇外来感染対策向上加算

〇電子的診療情報連携体制整備加算 3

〇夜間・早朝等加算

〇ニコチン依存症管理料

〇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

電子的診療情報連携体制整備加算について

1.当院では、診察室等においてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

2.厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者様に対して、月に 1 回算定できる加算です。

3 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。

外来感染対策向上加算について

当院では、患者様やご家族、当院の職員などに対し感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでおります。感染防止のため院内感染対策を講じており、受診されたすべての方を対象に「外来感染対策向上加算」を算定させていただきます。

発熱患者等対応加算について

外来感染対策向上加算を算定している場合において、発熱その他感染症を疑う症状に対して適切な感染防止対策を講じた上で診療を行った場合、「発熱患者等対応加算」として月 1 回に限り 20 点を加算できるものです。

※金額は患者様の負担割合（1 割～3 割）に応じて異なります。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。現在、当院では患者様へ処方するお薬について特定の商品名ではなく、有効成分の名称である一般名処方（成分名処方）を行う場合がございます。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも必要な医薬品が提供しやすくなります。

長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和 6 年度の診療報酬改定により、2024 年 10 月 1 日から長期収載品を患者さんが希望した際に選定療養費として自己負担額が発生します。長期収載品とは後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のことです。詳細や具体的な対象医薬品リストなどについては厚生労働省のホームページをご確認ください。

生活習慣病管理料について

当院では、厚生労働省の指針に従い、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病として治療されている患者様を対象に、個々の状態に応じた総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」を算定いたします。また、患者様ひとりひとりに合わせた目標設定や、食事・運動に関する指導内容を記載した療養計画書を作成いたします。

物価対応料について

当院では、物価高騰等の影響を受ける中においても患者様へ安全・安心で良質な医療を継続して提供できる体制を維持するため、2026 年 6 月より厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定いたします。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

外来・在宅ベースアップ評価料について

当院では、医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の算定をしております。 本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としており、当院もこの施設基準に適合し届出を行っております。ご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。